

○育児休業の法的位置づけを見直し、労働者の権利から子どもの権利に。

～ 「労働権から生存権へ」～

・背景と提案理由

育児介護休業法は改定を重ね、徐々に使い勝手は向上し、休業時の給付金も段階的に引き上げられ徐々にではあるが休業取得率も上昇している。

育児休業の取得率は平成8年女性で49.1%、男性で0.12%だったのが、平成27年では女性で81.5%、男性で2.65%となっている。しかし、依然として男性の育児休業取得率は低い。これは性的役割分業による影響も大きい。特に育児休業が「労働者の権利」とされていることから雇用者と労働者の関係及び労働環境が強く反映されたものであることが推察できる。

こうした状況を変え、社会にとってかけがえのない宝である子どもの育ちと、保護者による子育て環境を保証するためにも育児休業の位置づけを子どもの権利へと見直すことで、男性を含めた育児休業の取得率を底上げし、子どもとのアタッチメント形成にとって大切な時間を両性が共有することで、社会の変化を促す必要性があると考えた。

また、現在の社会の大きな中核を担う人材は、子育ての経験が必ずしも多くない人が多くを占めており、育児休業の増加はより多様性を認め合う寛容な社会の実現にも大きく寄与すると確信する。

・提案内容 「育児休業を児童福祉法に位置づけなおし、生存権に基づく子どもの権利に。」

現在、育児休業は育児介護休業法によって「労働者の権利」として位置づけられている。

これを、児童福祉法などに位置づけなおすことにより、生存権に基づく子どもの権利として位置づけなおし、一定の割合で両性が育児休業を取得する必要がある状態を作り出すことを提言する。

このことは、児童デイサービスなどを障害者総合支援法から児童福祉法へと民主党時代に法的位置づけを見直すことで、現在のサービス提供体系へとつながった経験に基づくものでもある。

ぜひとも、国民民主党で改正法案を作成し、取り組みを進めていただきたい。

・最後に

私自身、私立の幼稚園教諭としてわが国で最初に育児休業を取得した経験を持つものです。まさか生まれてくる子どもに重度の障がいがあるとは思いませんでしたが、生まれてきた娘には9P-症候群と16トリソミーの複合障害があり、この世で生き抜いた2か月半を育児休業取得のおかげで時間を共有できたのは、かけがえのない財産です。しかし、実際に育児休業取得時に解雇を一度は通告されたこと。娘が亡くなった後、「娘さんのことは大変だったけれども男の人が育児休業を取るのは間違いだったとよくわかったでしょ」「あなたも大変だったと思うけど、あなたがいないうち、私達も大変だった。」と当時の上司2名（女性）からいわれ、娘が亡くなった際と同じような気持ちを抱いたことが忘れられません。

2度と、こういうことを言ったり、言われたりすることがこの社会にあってはならない。そのためにも、育児休業の法的位置づけを児童福祉法へと変更し、生存権に基づく子どもの権利へと変更していくことを強く求めます。

2018年11月7日
国民民主党全国青年委員会
青年委員長 前田 強
事務局長 平賀 貴幸